

●産廃を放置、県が措置命令 県は12日までに、産業廃棄物を不正に放置していたとして、茅ヶ崎市堤の建設業の男性に対し、廃棄物処理法に基づき、適正に処理するよう措置命令を出した。処分は11日付。

県湘南地域県政総合センター環境部によると、男性は同所などの空き地に、建設廃棄物や、がれきなどを産業廃棄物処理基準で定める高さを超えて積み上げるなどした。崩れて隣地の生活環境に支障を生じる恐れがあったという。

県は今月25日から来年4月19日までの間に、適正に処理するよう求めている。